

令和 8 年度大規模事業評価の答申への対応方針について

令和 8 年 6 月 8 日に岩手県政策評価委員会に諮問し、同年 9 月 10 日に答申を受けた大規模事業の事前評価及び再評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

(1) 事前評価

- ・「一般国道 281 号小屋瀬道路地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）（葛巻町）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

(2) 再評価

- ・「一般国道 107 号白石峠地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）（大船渡市、住田町）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業の早期完了を目指す。

2 【参考】岩手県大規模事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和 8 年 6 月 16 日 第 1 回専門委員会（諮問審議）
- ・ 令和 8 年 7 月 7 日 第 2 回専門委員会（現地調査）
- ・ 令和 8 年 8 月 28 日 第 3 回専門委員会（継続審議・答申案の検討）

県土整備部

令和 8 年度大規模事業評価の答申への対応方針

内 容	対応方針
令和 8 年 6 月 8 日付け政第 48 号で諮問のあった大規模公共事業の事前評価及び大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。	
1 大規模公共事業の事前評価 (1) 一般国道 281 号小屋瀬道路地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）（葛巻町） 【審議結果】 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。	《県土整備部》 答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。
2 大規模公共事業の再評価 (1) 一般国道 107 号白石峠地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）（大船渡市、住田町） 【審議結果】 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。	《県土整備部》 答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。 なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト削減に努めるとともに、事業の早期完了を目指す。